

# 令和7年度ライフプラン動画等広報・作成業務委託仕様書

## 1 目的

少子化対策の一環として、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事に関する不安を軽減し、期待をもって様々なライフイベントに積極的に対応できるよう、必要な知識や情報を学び、ライフプランについて考える機会を提供するため作成したライフプラン形成の意識付けをする動画の広報・配信及び新たなWEBコンテンツを作成する。

## 2 委託業務

次の事業に関して、別添「業務委託に関する個別事項」に基づき実施する。

- (1) 県が作成したライフプラン形成応援に関する動画の配信
- (2) 動画等のWEB掲載用コンテンツの作成

## 3 対象となる経費

賃金、報償費（謝金）等の人件費、旅費、需用費、役務費、使用料、委託料など

※ 食糧費は対象外

## 4 業務委託に係る著作権

- (1) 本業務委託で制作された著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び版権は、全て鹿児島県に帰属するものとする。
- (2) 本業務委託で制作された著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) その他、本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできないものとする。

## 5 留意事項

- (1) 業務委託契約を締結した際の業務委託料の額には、本事業の実施に係る一切の経費を含むこと。
- (2) 業務内容は、本事業の実施に係る全般とする。
- (3) 成果品として実績報告書一式、冊子等の電子データを提出すること。
- (4) 結婚、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、特定の価値観を押しついたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないよう留意すること。
- (5) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合またはこの仕様に定めのない事項については、県と十分協議を行うものとする。

## 6 その他の独自提案事項

本仕様書に記載のない事項であっても、本事業の目的達成に資するものであれば、積極的に提案を行うこと。

なお、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

## 業務委託に関する個別事項

(令和7年度ライフプラン動画等広報・作成業務)

### 1 趣旨

若い世代が、早い時期に自らのライフプランについて考えるきっかけとなるよう、結婚、子育て、仕事（ワーク・ライフ・バランス）等に期待を持てる動画の広報・配信及び新たなWEBコンテンツを作成し、本事業の周知と機運醸成を図る。

### 2 委託業務内容

#### (1) 県作成動画の広報・配信

多様な価値観のもと、早い時期に自らのライフプランについて、経済面、健康面等の様々な面から考えるきっかけになるとともに、結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等に期待を持つことを目的に県が作成したライフプラン形成応援に関する動画を広く配信する。

##### 【広報・配信方法の例】

- ・SNSや動画配信サービス等を活用し、若者世代へ効果的な周知を図る。
- ・映画広告、大学等の学内掲示版、街頭ビジョン等を通じて幅広く情報発信する。

##### 【県作成の動画5本】

- ①結婚編、②子育て編、③仕事と育児の両立編、④プレコンセプションケア編  
⑤将来を考えるきっかけづくり編

動画は、内容の趣旨を損なわない範囲で、広報や配信の手法に応じて編集・加工（例：ショートクリップ化、字幕やテロップの追加、サムネイルの作成など）を行っても差し支えない。

##### 【その他】

以下の3つを工夫した企画提案をしてください。

- ・若い世代の視聴を増やす工夫
- ・効率的かつ具体的な配信方法の工夫
- ・周知・PR手法に関する工夫

#### (2) 動画等のWEB掲載用コンテンツの作成

本事業の目的を広く波及させるためのWEB掲載用コンテンツを新たに作成する。

##### 【作成内容】

若い世代が閲覧した際に、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事に関する不安を軽減し、期待をもって様々なライフイベントに積極的に対応できるようなきっかけ及びライフプランについて考える機会の提供につながる内容とすること。

##### 【その他】

動画、アニメーション、漫画、コラム等、WEBコンテンツの形式は問いません。多くの若い世代に興味をもって見てもらえるよう、表現やデザインなどに工夫をこら

してください。

**(3) その他の独自の提案事項**

本仕様書に記載のない事項であっても、本事業の目的達成に資するものであれば、積極的に提案を行うこと。

なお、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

**3 その他**

- (1) 業務委託契約を締結した際の業務委託料の額には、本業務の実施に係る一切の経費を含むこと。
- (2) 業務内容は、本業務の実施に係る業務など全般とする。
- (3) 業務の各過程においては、鹿児島県子ども政策課と十分な協議、連携を行うこと。